

山形県飲食業等緊急支援給付金の給付を受けた経営者の皆様へ

天童市飲食業等緊急支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の急増等に伴う外出自粛に伴い、特に厳しい経営を余儀なくされている飲食店経営の皆様を支援するため、市では天童市飲食業等緊急支援給付金を創設しました。

1社(事業者)につき、山形県飲食業等緊急支援給付金と同額

◆要件 (全ての要件を満たす場合、給付の対象となります)

- 山形県飲食業等緊急支援給付金の給付を受けた方
- 市内に本社又は本店を有する事業所
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインに即した対策を講じていること
- 給付金受給以降も事業継続の意思がある方
- 市税の滞納がない方
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方

※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます。

◆支給額

◆山形県飲食業等緊急支援給付金の決定額 × 10/10

◆申請方法 郵送又は下記提出先に持参 ◆提出期限 令和3年3月31日まで

◆必要書類

- ①天童市飲食業等緊急支援給付金申請書(兼)請求書
- ②県の飲食業等緊急支援給付金の給付額が確認できる書類の写し
(交付決定通知書・振込のお知らせなど)
- ③本市内に本社又は本店を有することがわかる書類
(法人市民税確定申告書、履歴事項全部証明書、青色収支決算書、収支内訳書などの写し)
- ④振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一のもの)
- ⑤市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の平成31年度の納税証明書(住民税・固定資産税)

【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市役所経済部商工観光課

TEL: 023-654-1111 (内線222・223) FAX: 023-653-0744

▶ **Q 1** この給付金は、休業や時間短縮営業が条件となりますか？

▶ **A 1** 県の飲食業等緊急支援給付金の支給を受けていれば、特に休業や時間短縮営業は条件とはなりません。
ただし、業界団体が示す新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに即した感染防止対策を実施している事業所のみ給付の対象となります。

▶ **Q 2** 他に新型コロナウイルス感染症関係の市からの補助を受けている場合、この給付金を申請することはできますか？

▶ **A 2** この度の給付金は、現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に急増していることや市内での感染者の発生を受け追加で実施するものになりますので、この給付金を申請することができます。

▶ **Q 2** 天童市内で事業所を営営していますが、法人登記の本店は市外（社長宅）で登録されています。市外では営業を行っておりませんが、この場合、給付金の対象となりますか？

▶ **A 2** 給付の要件は、本社又は本店が市内にある事業所が対象となっています。ご質問の件については、本店が本市に有するとの解釈であることから給付金の対象となります。

▶ **Q 3** 個人事業主で天童市と他市町村で複数の店舗を営営しています。居住地が天童市外のため、収支内訳書は市外の住所が記載されています。この場合、給付金の対象となりますか？

▶ **A 3** Q 2 の場合と同様、本社（本店）の定義は、事業所の経済活動が主に本市で行われていることとなります。ご質問の場合、売り上げや従業員数など、天童市内の店舗が経営のメインであると言える場合は、給付金を申請することが可能です。
ただし、個人事業主の場合、青色収支決算書及び収支内訳書のみでは、天童市内の事業所の所在地を確認できないことから、天童市内の事業所に関する営業許可証など天童市内の事業所の住所が確認できる書類も合わせてご提出ください。

▶ **Q 4** 申請後、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 4** 申請件数にもよりますが、概ね申請から 2 週間程度で振り込みます。また振込に際しては、別途、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

▶ **Q 5** 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することはできますか？

▶ **A 5** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。
申請者と異なる名義の口座に振込先を指定する場合は、別途、申請者から指定された口座の名義人への委任状（任意様式：要押印）が必要となります。

▶ **Q 6** 県の飲食業等緊急支援給付金の申請をしましたが、まだ振込がされていません。その場合でも、この給付金の申請はできますか？

▶ **A 6** 最終的な県の給付金額を確認する必要がありますので、この給付金の申請にあたっては、振込後でなければ申請をすることができません。

▶ **Q 7** 県から飲食業等緊急支援給付金の振込がありましたが、交付決定通知書を紛失してしまいました。どうしたら良いですか？

▶ **A 7** 振込された通帳など、県の飲食業等緊急支援給付金が申請者名義に入金されたことが確実わかる書類の添付をお願いします。

▶ **Q 8** 市外に居住し、天童市内で個人経営の飲食店を営んでいます。この場合の市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 8** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。
お手数ですが、お住まいの市区町村で平成31年度（令和元年度）の納税証明書（住民税・固定資産税）を発行の上、申請書に添付してください。
なお、書類に不備がある場合は、後日御本人に連絡の上、提出後に振込となるなど、手続きに遅れが生じる場合があります。